

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) (株)博防 (所 在 地) 福岡市早良区重留2丁目4番10号 (代 表 者) 代表取締役 白鶴 一政 (本市登録) 登録業種：工事（消防施設） 委託（建築物等点検、看板・標識） 物品（消防用品） 業者番号：25430
措置内容	令和8年9月8日から6カ月間の競争入札参加停止（令和9年3月7日まで）
根 拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第1号（虚偽記載） 別表第1第4号ウ（契約違反等）
事件概要	1 発注状況 (1) 件 名 東消防署外13箇所消防用設備等点検業務委託 (2) 履行期間 令和7年8月1日から令和8年3月19日まで (3) 契約金額 1,650,000円（税込） (4) 発 注 課 消防局総務部管理課 2 経緯 上記業者は、当該案件において、一部点検を実施せず、さらに適正に実施したかのような虚偽の完了報告書を本市に提出したもの。

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 畑中
TEL 711-4306（内1572）

＜参考＞

○福岡市競争入札参加停止等措置要領
(競争入札参加停止等の期間の特例)

第4条 有資格者又は有資格者以外の者が1の事案により別表1、2各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ競争入札参加停止等の期間の短期及び長期とする。

別表第1 事故等に基づく措置基準
(虚偽記載)

1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。【1ヵ月以上6ヵ月以内】

(契約違反等)

4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき

ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき	} 1ヵ月以上 4ヵ月以内
イ 正当な理由のない履行遅滞	
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当	

○福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準

第2 各別表共通

1 競争入札参加停止等期間の始期は、原則として決裁日とする。